

船舶事故調査報告書

平成27年4月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年11月24日 13時06分ごろ～07分ごろの間
発生場所	三重県志摩市 ^{はまじま} 浜島港 浜島港灯台から真方位025° 320m付近 （概位 北緯34° 17.62′ 東経136° 46.00′）
事故調査の経過	平成26年11月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{ふじ} 藤丸、1.3トン ME3-53030（漁船登録番号）、個人所有 6.89m (Lr) × 2.10m × 0.79m、FRP ガソリン機関、80kW（動力漁船登録票による）、昭和59年 5月20日 B プレジャーボート ^{すみや} 澄屋丸、1.1トン ME3-63204（漁船登録番号）、個人所有 7.07m (Lr) × 2.10m × 0.68m、FRP ガソリン機関、36.80kW、平成元年7月15日 第243-14971号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月16日 免許証交付日 平成23年9月20日 （平成29年4月14日まで有効） B 船長B 男性 60歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年3月21日 免許証交付日 平成24年3月21日 （平成29年3月20日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長B）
損傷	A 左舷船首外板に破口、船首部に擦過傷 B 舵輪が脱落、右舷船尾物入れの蓋に亀裂、両舷ブルワークに擦過傷等

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長A及び乗組員Aが乗り組み、なまこを積み込んで三重県志摩市の御座漁港を出港し、乗組員Aが船体中央の魚倉の蓋の上に船尾方を向いて腰を掛け、船長Aが右舷船尾に腰を掛けて左手で船外機のハンドルを持ち、約8～10ノット（kn）の速力で浜島港灯台と浜島港大矢取沖灯標との間に向けて北進した。</p> <p>船長Aは、船首が浮上するので、右舷船尾に腰を掛けた姿勢では船首方に死角を生じるので、時折、船首を左右に振って前路を確認しながら操船を行っていたが、前路に他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないものと思い、同じ速力で浜島港内を航行していたところ、平成26年11月24日13時06分ごろ～07分ごろの間、突然、ゴンという音を聞いた。</p> <p>船長Aは、A船が船外機のプロペラ付近をB船の右舷ブルワークに引っ掛けて止まっている状況を見て衝突したことに気付き、船外機を止め、B船の右舷方2～3mのところに漂流中の船長Bを認め、乗組員Aと2人でB船に引き揚げた。</p> <p>船長Aは、B船上で船長Bに心臓マッサージを施しながら、付近を航行していた漁船に海上保安庁及び消防署への通報を依頼した。</p> <p>A船は、浜島港内から出て来た僚船により、船外機をB船に引っ掛けた状態で、浜島港の市場の岸壁までえい航された。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、浜島港の係留場所を06時50分ごろ出発し、浜島港灯台北北東沖において、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、市場の岸壁から救急車で病院に搬送され、死亡が確認された後、死因が大動脈離断による失血と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 本事故当時の船長Aの姿勢、写真3 A船の左舷船首にB船の舵輪の一部が突き刺さった状況、写真4 B船の船尾部の損傷状況 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約1.0m/s、視界 良好 海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船及びB船は、共に和船型の船であった。</p> <p>A船は、左舷船首の外板にB船の船体中央にある舵輪の一部が折れて突き刺さっていた。</p> <p>船長Aは、船尾に腰を掛けた姿勢での見張りに支障を来すようなものはないが、約8～10knで航行すると船首が浮上し、船首のネットローラ付近の船幅に死角が生じることを認識していた。</p> <p>船長Aは、ふだん船外機のハンドルを持ち、立って操船していたが、本事故当日は06時ごろに出漁し、帰港後、網を直す作業を行っていて軽食しかとれず、疲労感を覚えた状態で船尾に腰を掛けていた。</p> <p>船長Aは、漁船の乗船経験が約60年あり、月に約4回漁獲物を積んで浜島港に運搬し、ふだん本事故発生場所付近を航行中、小型の釣</p>

	<p>り船を見掛けることがあった。</p> <p>B船は、志摩市内の釣具店のレンタルボートであり、水面から船体中央の操縦台上面まで及びマスト上部の全周灯までそれぞれの高さが、約110cm及び約250cmであった。</p> <p>B船は、09時ごろまで御座岬南西方沖で釣りを行っている様子を釣具店主の親族に、その後、浜島港灯台北北東方沖で漂泊している様子をA船の僚船にそれぞれ目撃されていた。</p> <p>B船は、船長Aが移乗した際、船外機が中立運転であり、浜島港の市場の岸壁に着けられた後、餌の付いた釣り竿が船内に置かれ、クーラーボックスにきすが約20匹入っていることが釣具店主によって確認されていた。</p> <p>船長Bは、約2年前から釣具店の船をレンタルし、計14回利用していた。</p> <p>釣具店の店主は、船長Bに、本事故当日、事故発生場所付近できすが釣れるなどの話をしていた。</p> <p>船長A、乗組員A及び船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長Bは、本事故前、体調不良を訴えていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B 不明 A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、浜島港を北進中、船長Aが、前路に他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないものと思い、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、疲労感があったことから、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、浜島港において、船外機を中立運転にして漂泊中、A船と衝突したものと考えられるが、衝突に至る経過を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長Bの死因は、大動脈離断による失血であった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、浜島港において、A船が北進中、B船が漂泊中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航走中に船首が浮上して船首方に死角が生じる場合には、適当な間隔で船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。 ・救命胴衣を適切に着用すること。

付図1 事故発生経過概略図

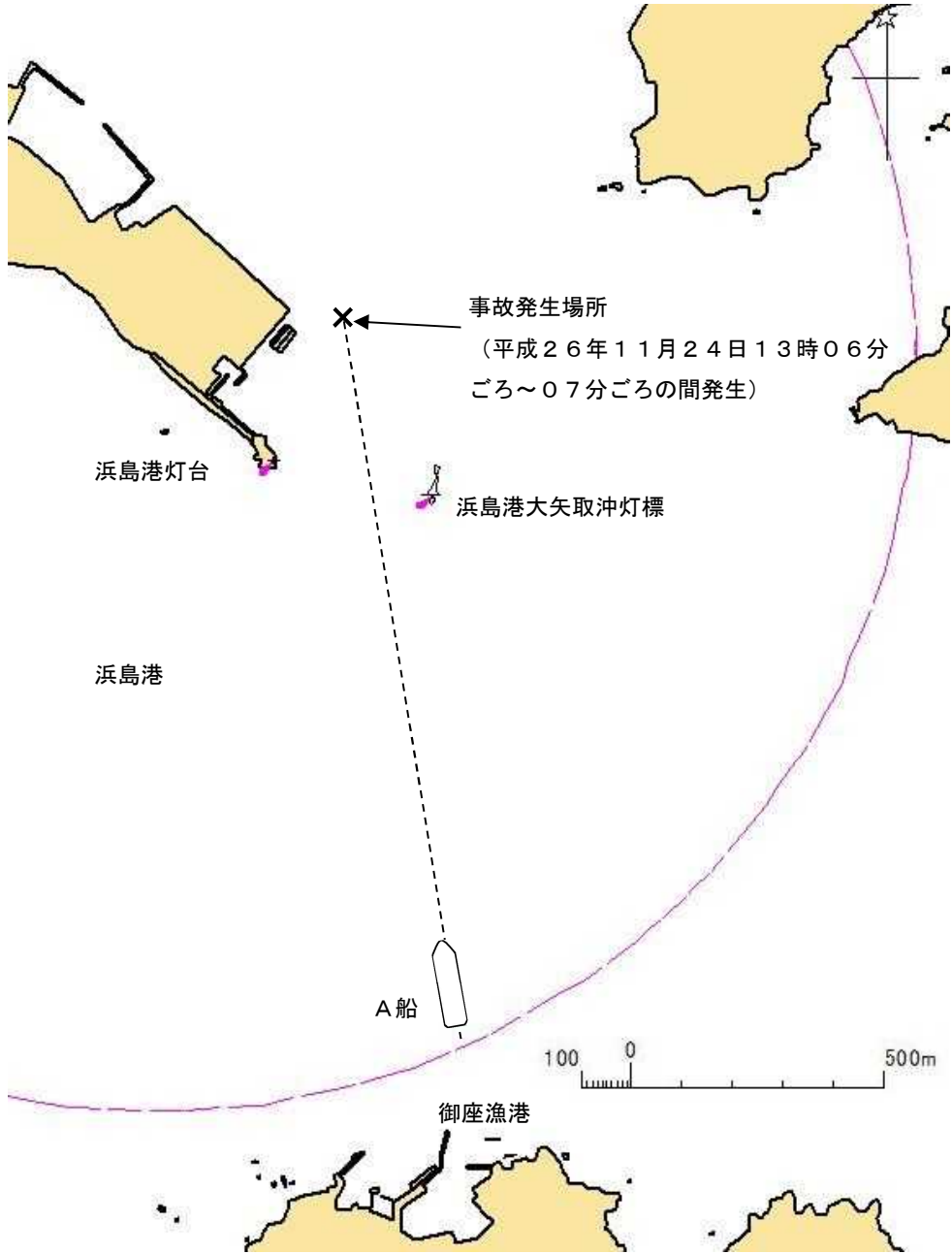




写真1 A船



写真2 本事故当時の船長Aの姿勢



写真3 A船の左舷船首にB船の舵輪の一部が突き刺さった状況



写真4 B船の船尾部の損傷状況